

特惠問題の進展とその影響

〔要 旨〕

特惠関税問題については、現在ニューデリーで開催されている第2回国連貿易開発会議(UNCTAD)の中心議題の一つとして活発な論議が展開されており、その成行きが全世界の注目を集めている。

第1回UNCTAD以降、南北問題打開のため、「援助より貿易を」の提唱が行なわれてきたが、特惠供与は、かかる低開発国の貿易拡大のための突破口として重要な意義をもつものである。

すなわち、先進国によって低開発国の工業製品、半製品に対して特惠が供与され、関税率が軽減される結果、その分だけ先進国における輸入価格が低下し、低開発国の先進国向け工業製品輸出が増加することとなる。さらに、長期的にみると特惠制度の導入によって、低開発国の輸出産業に対し、先進国から資本、技術、経営能力などが誘引され、工業化が促進されるという効果もあり、低開発国の工業製品輸出はいっそうの拡大が見込まれる。したがって、特惠制度は、香港、台湾、韓国など東南アジア諸国のなかでも最近工業化の進展がめざましいベトナム周辺諸国に、とくに大きなインパクトを与えることが予想される。

一方、特惠の先進国に及ぼす影響についてみると、わが国の場合は低開発国製品と競合関係にある工業製品輸出の比重が高いため、欧米諸国に比べかなりの影響をこうむることとなる。とくに、特惠がわが国の産業、なかでも労働集約的な中小企業部門にかなりの影響を与えることが予想される。しかしながら、マクロ的な観点からみると、短期的には対米輸出の若干の減少は避けられないものとみられるが、長期的には特惠供与に伴う低開発国の輸出所得増大、工業化の進展などを通じて、わが国のこれら諸国に対する資本財輸出が増大することは見のがせないところである。

このように、特惠は低開発国の経済・貿易の発展を促進するうえにかなりの役割を果たすことが予想されるのみならず、わが国の産業および貿易構造の高度化を促進する要因としても、大きな意義をもつこととなる。

〔目 次〕

まえがき

1. これまでの経緯

2. 南北問題における特惠の意義

3. 既存体制との関係および主要国の態度

(1) 既存体制との関係

(2) 主要国の態度

4. 特惠の効果

(1) 特惠の短期的効果

(2) 特惠の長期的効果——とくに東南アジア諸国に及ぼす影響

5. わが国に対する影響

(1) 短期的影響

イ、輸入面への影響

ロ、輸出面への影響

(2) 長期的影響

6. 今後の展望——むすびに代えて

まえがき

現在、ニューデリーでは、今日の世界が直面している最も大きな課題の一つである南北問題を解決するため、全世界注視の下で第2回国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development——以下UNCTADと略称する)が開催されている。今回の会議は、その参加国数(120か国以上)、参加代表者数(2千人以上)、議題の範囲の広さなどの点で、国連総会をはるかに上回る史上最大の経済会議であるが、この会議において、先進国の低開発国製品に対する特惠供与問題が、中心議題の一つとして大きくクローズ・アップされ、特惠供与方式の大綱および今後のスケジュールなどについてなんらかの決定が行われようとしている。

かかる特惠制度については、第2次大戦後の国際貿易体制の指導理念であるガットの自由無差別原則に反するものとして、米国が昨年初まで強く反対してきた経緯があり、わが国としても、これが実現された場合には、わが国の産業、とくに中小企業部門がかなりの影響をこうむるおそれがあることから、昨秋まで反対の立場をとってきた。

そこで、本稿では、かかる特惠が現時点においてなぜ具体化してきたのか、南北問題のなかで特惠はいかなる意義を有しているのか、また、このようにして実施されようとする特惠は、低開発国に対してはたしてどの程度の効果があるのか、などの諸点を述べるとともに、それをもとにしてわが国に対する影響を検討することとした。

1. これまでの経緯

先進国に対する低開発国の特惠^(注1)要求が、南

北問題の一環として国際会議の場ではじめて脚光を浴びたのは、1964年に開催された第1回UNCTADにおいてであった。この会議では、有名なプレビッシュ報告をはじめ低開発国の貿易拡大のための諸要求が提案されたのであるが、特惠に関しては低開発国から、「すべての先進国は低開発国の工業化と輸出促進のため、低開発国の製品、半製品につき原則的に無税輸入を認めるべきである」との提案が行なわれた。この結果、同問題を検討するための政府レベルの委員会(「特惠特別委員会」)が設置され、一方、ガットでも「特惠作業グループ」が、また、先進国側の態度を調整するためOECDでは「特惠特別グループ」がそれぞれ設置(いずれも1965年)され、特惠問題についての検討が開始された。もっとも、その後数年間は米国がケネディ・ラウンド交渉を優先し、その交渉が妥結するまでは、本件についての論議を棚上げしようとする方針をとっていたため、特惠に関する論議はほとんど具体的な進展をみなかった。

しかしながら、ケネディ・ラウンド交渉がだぶめに近づくにつれて、低開発国の要求がじゅうぶん盛り込めないことが明らかになり、かたがた第2回UNCTADも間近に迫ってくるにつれて、低開発国側の不満が表面化、昨年10月のアルジェ低開発国会議で特惠供与を含む「アルジェ憲章」を採択して、先進国に迫る体勢を整えるに至った。一方、先進国側も、1967年春、米国が特惠供与に踏み切り一応の足並みがそろったことを背景に、昨年11月のOECD閣僚理事会で、特惠に関する先進国側の基本的態度を取り決めた。先進国案の骨子は次のようなものである。

- ① 主要先進国(米国、英国、EEC、カナダ、日本)が一般的無差別特惠を供与する。

(注1) 特惠とは、ある国に対して特別に有利な待遇を与えることであるが、通常、関税面に関して優遇税率(特惠税率)を適用することを意味している。特惠税率が適用された商品については、それ以前の関税率との差額(特惠マージン)分だけ特惠供与国における輸入価格が低下し、特惠受益国の国際競争力がそれだけ強化されることとなる。

- ② 対象品目は製品、半製品とし(ただし、農産加工品を含むかいかについては意見の一致をみていない)、例外品目(国際競争力のある品目など特惠対象から除外する品目)はできるだけ少なくする。
- ③ 先進国は一方的に特惠を供与することとし、既存の英連邦特惠にみられるような反対給付を求めない。
- ④ 先進国経済の混乱を避けるため、セーフ・ガード(後述参照)を設ける。
- ⑤ 特惠供与期間を10年とする。

かかる先進国側の考え方について、低開発国側は、特惠対象品目(一次産品も対象に組み入れることを主張)、特惠供与期間(20年を主張)などの諸点において異なった意見を有しており、目下UNCTADにおいて、先進国、低開発国で歩み寄りの努力がなされている。

2. 南北問題における特惠の意義

次に、特惠問題が、このように今回の第2回UNCTADにおいてなぜ最重要議題としてクローズ・アップされたのか、その背景を考えてみよう。

戦後、主として北半球にある先進諸国は、戦争の打撃から立ち直って急速なテンポで成長を遂げたが、反面、南半球に位置する新興の低開発国は、いずれも経済自立化を目標に開発計画を推進したにもかかわらず、これらの国の多くは国内資本不足、開発輸入の急増、一次産品価格のすう勢的低下に伴う慢性的な国際収支の悪化など、低開発国自身では克服しがたい種々の障害に直面してきた。この結果、「北」の富める先進国はますます豊かになる一方、「南」の貧しい低開発国はますます貧困化し、経済格差は拡大の一途をたどった。かかる情勢を背景として、低開発国間に「先進国の経済成長は、一次産品価格の下落、先進国製品の輸入価格上昇に伴う低開発国の交易条件

悪化という、いわば低開発国の犠牲において達成された面が少なくないこと、したがって、先進国はこのようにして得た利益を低開発国側になんらかの方法で還元する義務がある」との考え方が徐々に高まり、これが第1回UNCTADを契機として、低開発国の先進国に対する経済協力の要請という形で政治問題化するに至った。このような南北相互間の経済的、政治的な問題がいわゆる南北問題の核心にほかならない。

かかる南北問題打開のための最も直接的な手段は、先進国の援助を量的に拡大することであろう。しかしながら、近年、援助額は先進国の国際収支面の制約もあって停滞を続け、低開発国の膨大な資金需要をまかなうにはとうていじゅうぶんではなく、そのうえ、援助について次のような多くの疑問が提起されるに至った。すなわち、①低開発国の対外債務累積額が著増し(低開発国95か国の公的債務累積額は、世銀年報によると、1962年末の252億ドルから66年6月末411億ドルへと増高)、新規援助受入額の約3分の1を元利返済に充てざるをえないこと、②さらに、援助流入額の約3分の1は一次産品の値下がりなどによる交易条件の悪化によって吸収されていること、③一方、援助の大半は事実上ひもつき援助であり、買付け物資が割高になりがちであること、などがそれである。このような事情にかんがみ、低開発国は、輸出の拡大による外貨獲得のほうがいっそう効果的であるという認識のもとに、「援助より貿易を」という主張を強めるに至った。

低開発国の輸出所得を増加させるための措置としては、①これら諸国の輸出の大宗を占める一次産品価格のすう勢的低下傾向に対し、国際的な価格支持制度を導入すること、②金融的な救済措置として、IMFの補償融資制度^(註2)に加えて補足融資制度^(註3)を設けること、③また長期的に低開発国の工業化と産業の多角化をはかる見地から、

低開発国の製品、半製品に対して先進国が特恵を供与すること、などが考えられる。しかしながら、第1と第2については、効果的な制度を創設するためには膨大な資金が必要であるなど、幾多の困難な問題がある。そこで現在比較的実現可能な特恵制度が、南北問題の突破口として第2回UNCTADで中心的な議題となっている。なお、今回のUNCTADでは、特恵問題と並んで、上に述べた援助の拡充問題、一次産品協定問題、補足融資問題なども重大な議題となっていることはいうまでもない。

3. 既存体制との関係および主要国の態度

(1) 既存体制との関係

第2次大戦後、米国をはじめとする主要先進国は、戦前にみられた経済のブロック化と貿易為替の制限が、世界貿易の円滑な発展を妨げてきた事実を反省し、戦後の貿易金融体制の中核であるガットおよびIMFの指導原理として、グローバルな無差別自由化の原則を採用したことは周知のとおりである。もっとも、一部には既存の制度との妥協もあって、これら体制の発足当初から、英連邦特恵制度のような例外的な制度を認めざるをえないという事情はあった。

しかしながら、近年においてはかかる当初の例外に加えて、EECとアフリカ18か国との地域的な特恵など、その他諸国を差別する取決めを締結し、かつ強化していこうとする動きが表面化し

た。

こうした動きの中で、かかる新しい経済圏に参加していない低開発諸国が、アフリカや英連邦諸国と同様、先進国からの関税上の特典を享受したいと考えることはむしろ当然の成行きであった。この欲求は、まず中南米諸国の米国に対する要請となってあらわれた。すなわち、「米国は、EECがアフリカ諸国に供与したごとき地域特恵を、中南米諸国に対しても供与すべきである」との要望が明らかにされた。第1回UNCTADにおいて特恵要求がとりあげられた実際の背景としては、かかる、中南米諸国を中心とする既存特恵の恩恵に浴しない諸国の動きが重要な役割を果たしたことは、周知のとおりである。

しかしながら、もともとグローバルな無差別自由の原則を強力に支持推進してきた米国は、このような中南米諸国の地域特恵要求に対してはもとより、UNCTADで勧告された低開発国全体を対象とする特恵要求に対しても、自由・無差別のガット体制に例外を認める結果となることから反対の態度をとり、むしろケネディ・ラウンド交渉を強力に推進することによって、先進国を含めたグローバルな関税引下げを実現しようと努力してきた。米国は、ケネディ・ラウンドによってフランスを中心とするEECのブロック化の阻止を図ると同時に、低開発国に対しては、これによって低開発国が直面している貿易障害の軽減を実現しようとして、特恵要求をしりぞけてきた。

(注2) IMFの補償融資制度(Compensatory financing facility)とは、加盟国(ことに一次産品輸出国)の輸出収入が、当該国の制御しえない要因によって減少した場合、その輸出減少が短期的な性格のものであれば、当該国がIMFと協力して国際収支改善に努力することを条件として、IMFクォータの50%まで特別引出しを行ないうる制度をいう。1963年創設以来昨年までの本制度利用国は13か国で、引出し累計額は約3億ドルに上っている。

(注3) 補足融資制度(Supplementary financial measures)とは、低開発国の開発計画と結びつけられている点に特色があり、その考え方としては、輸出減少が補償融資による短期的な資金援助ではじゅうぶん対処しえないや長期的な性格のものであって、前もって国際機関(世銀など)とともに策定した輸出見込み額を下回り、このため当該国の開発計画の実施が阻害されるおそれのある場合、上記見込み額に対する不足相当部分を国際機関(世銀など)が補てんしようとするものである。この構想については従来から活発な検討が行なわれているが、いまだ実現をみていない。

ところが、ケネディ・ラウンドはその交渉が進むにつれて、米国の本来の意図に反し、各国の留保品目が多数に上り、とくに、低開発国の関心品目についてはほとんど関税引下げが実現されなことが明らかになってきたため、低開発国とくに中南米諸国の不満が高まり、特惠問題は単なる経済問題の域をこえて政治問題化するに至った。かかる事情を背景として、1967年4月、プンタ・デル・エステで開催された米州機構首脳会議において、ジョンソン米国大統領は従来の態度に変更を加え、「米国は一般的かつ暫定的に特惠制度を導入することについて検討する用意がある」との声明を行なうに至った。

なお、この間、ガットにおいても上述のような低開発国の動きを反映し、1965年2月、従来の無差別主義の一部を修正してガット規約の第4部(いわゆるガット新章)が採択された。そこには、低開発国産品に関する貿易障害を優先的に軽減し、先進国は低開発国との貿易障害の軽減交渉に際して相互主義(reciprocity)を期待しない旨が明記されている。

(2) 主要国の態度

イ、米 国

米国は、上に述べたような事情から特惠供与に踏み切ったものの、これはあくまで過渡的な措置であり、究極的にはグローバルな関税引下げを目標とすべきであるとの態度は変えていない。した

がって、特惠制度の運用に当たっては、英連邦特惠やEECとアフリカ諸国との地域特惠を強化する結果にならないよう、できるかぎりグローバルな適用を考えている。たとえば、特惠供与に当たって既存の地域特惠およびそれに伴う逆特惠を廃止すべきであると主張しているほか、特惠の供与は低開発国全体に対し無差別に行なわれること、とくに特惠実施による先進国経済の混乱を避けるため設けられるセーフ・ガードについては、その運用に当たって差別的な効果を招くことがないような方法——エスケープ・クローズ方式^(注4)——を採用すべきであるとして、EECなどの主張するタリフ・クォータ方式^(注5)に反対の立場をとっている。

ロ、E E C

一方、EECは、表面上の理由はともかくとして、その真意はEEC・アフリカ特惠を温存することにあるため、既存特惠の廃止には種々の理由をあげて反対しているほか、運用面でも既存特惠を温存しうるような方法、たとえばタリフ・クォータ方式を主張している。

ハ、英 国

英国については、既存の英連邦特惠の温存をはかる点ではEECの考え方に近いが、EECほどは既存特惠の維持に固執していない。その背景としては、同国の国際収支面からの制約から、英連邦諸国への経済的・政治的協力が負担となっ

(注4) エスケープ・クローズ(免責条項)方式とは、特惠税率による輸入は原則として無制限とするが、輸入産品と同種または類似の品目を生産する国内業者に重大な損害を生じまたはそのおそれがある場合には、特惠待遇を停止することを認める制度をいう。新規特惠は、既存特惠と異なり、先進国が低開発国に対し反対給付なしに供与する制度であるから、自国の産業に重大な影響が生ずる場合には、その適用を一時的に停止しうることが望ましいという考え方に基づいている。この点は、タリフ・クォータ方式(注5参照)も趣旨の点では同じであるが、エスケープ・クローズの場合は、先進国業者に影響がでてくるまでは全低開発国に対して無制限に特惠が供与されることとなり、特定の低開発国を優遇しうる余地がほとんどない点で、タリフ・クォータ方式とは異なっている。

(注5) タリフ・クォータ(関税割当)方式とは、あらかじめ、先進国においてその生産または消費の一定割合などを基準にして、商品別にそれぞれ輸入クォータを設定し、その範囲内で特惠輸入を認めるが、その範囲をこえた部分については特惠待遇を停止する制度をいう。かかる輸入クォータは、一応グローバルに決められることとなっているが、実際には国別に設定される公算が強く、特定低開発国を優遇しうる余地が残されている。

ているほか、E E Cへの加盟を実現するには英連邦との係をある程度断ち切らざるをえないといった事情があることも見のがせない。

二、日 本

ところで、わが国は、従来からグローバルな無差別自由原則を主張してきており、とくに特惠に関しては国内で中小企業問題をかかえており、対米輸出などで先進国中最も大きな影響をうけることから、これまで基本的に消極的な立場をとってきた。しかしながら、①さきに述べたように米国が特惠供与に踏み切った以上、従来の態度を固執すると国際的に孤立化するおそれができたこと、②とくにアジアを中心とする低開発国のわが国からの離反は回避しなければならないこと、③また、特惠が実施されるにしても、米国と歩調をともし、グローバルな原則を生かしうる余地もあること、などの事情から、わが国は昨年11月の OECD 閣僚理事会で、特惠供与に伴うわが国への影響を極力小さくするためのもろもろの修正を要求^(注6)したうえで、特惠供与に踏み切ることを表明した。

以上、特惠供与に関して各国の意図するところはかなり相違しているが、いずれにしても特惠供与はすでに世界的なすう勢となってきたことは明らかな事実である。

そこで以下において、このような背景のもとに実施されようとしている特惠が、はたして低開発国ならびに先進国に対していかなる影響を及ぼすこととなるのか検討してみることとしよう。

なお、豪州はすでに1966年、他の先進諸国にさきがけて独自で低開発国に対する特惠供与の実施

に踏み切った(1966年3月のガット総会で承認)が、これは最近における英国のE E C加盟問題とからんで、同国が英連邦諸国の一員からアジアの一員として再出発することを象徴する動きとして注目を集めた。かかる豪州の特惠供与については、特惠対象品目が少ない(約60品目)にもかかわらず広くアジア諸国から称賛されており、同国がアジア外交を推進するうえで重要な役割を果たしつつあることが注目されよう。

4. 特惠の効果

それでは、いま、かりに特惠が実施されることとなった場合、全体としていかなる効果があるであろうか。特惠の効果としては、現在の生産・消費構造等を所与のものとしたいわば短期的効果と、さらにこれらの諸条件が変化するやや長期的な効果とが考えられる。

(1) 特惠の短期的効果

まず、短期的効果についてみていこう。

第1は、特惠供与によって、関税率が引き下げられる低開発国製品の、先進国における輸入価格が低下し、この結果、当該商品の消費の増加が期待され、それが特惠供与を受ける低開発国の輸出を増加させるという、いわゆる貿易創出効果が考えられる。

第2は、特惠が供与されることによって、低開発国の製品が、輸出市場で競合関係にある先進国の製品に対し相対的に競争力を高め、その結果、低開発国の製品が先進国の製品を駆逐することとなる効果、すなわち貿易転換効果が考えられる。

現在、主要先進国が低開発国の製品、半製品

(注6) 昨年11月のOECD貿易委員会では、第2回UNCTADに臨む主要先進国の特惠供与に関する基本的態度が決定されたが、この際わが国は特惠供与によってこうむる先進国の影響を、輸出入両面にわたって公平にすることを主張した。すなわち、「特惠を供与した場合、一般に先進国の国内産業が国内市場と輸出市場で影響をこうむることとなる。わが国の場合は他の先進国に比し低開発国製品との競合関係が顕著であるから、かかる影響を最も強くうけるおそれがある。したがって、特惠の運用に当たっては先進国への影響を極力公平にする配慮が必要である」との主張がそれである。

(注7) (以下単に製品と略称する)に賦課している輸入関税の実態をみると、第1表のように、その平均関税率は、化学製品が11%、機械・輸送機器が13%、低開発国製品の7割以上を占める金属粗加工品等、雑貨類にはそれぞれ16%、20%の税率が適用されている。

しかしながら、これを商品別にみると、第2表のとおり、低開発国の先進国向け製品輸出のうち、その比重の最も大きい金属粗加工品(先進国向け輸出中42%)は、主要先進国が輸入する場合、国内基幹産業の原材料確保、生産コスト抑制の見地から、実際には上記関税率を適用せず、ほとんど関税を課していない国が多い。このため特惠関税が供与されても低開発国の金属粗加工品輸出が増加する余地はほとんどないものとみられる。ま

(第2表)

低開発国の先進国向け工業製品半製品輸出(1966年)

(単位・百万ドル)

	特惠の影響を受けやすい品目				特惠の影響をあまり受けない品目			計	先進国向け輸出総額に占める製品半製品の割合(%)
	低開発国に占める比重(%)	化学品	機械・輸送機器	雑貨品等	繊維製品	金属粗加工品	低開発国に占める比重(%)		
香港	745(30.5)	3	91	651	113	111	2	858(15.4)	90.7
ユーゴスラビア	190(7.8)	17	34	139	67	4	63	257(4.6)	44.5
イスラエル	174(7.1)	13	11	150	14	12	2	188(3.4)	51.1
インド	138(5.7)	11	7	120	313	305	8	451(8.1)	40.6
メキシコ	112(4.6)	56	10	46	127	34	93	239(4.3)	19.5
台湾	92(3.8)	7	15	70	14	13	1	106(1.9)	31.6
韓国	74(3.0)	1	4	69	25	17	8	99(1.8)	51.6
フィリピン	73(3.0)	2	1	70	4	4	—	77(1.4)	8.5
ブラジル	54(2.2)	19	6	29	20	14	6	74(1.3)	4.9
アルゼンチン	48(2.0)	26	5	17	4	—	4	52(1.0)	3.9
パキスタン	40(1.6)	1	5	34	65	65	—	105(1.9)	31.8
その他とも計(%)	2,442(43.8)	401(7.2)	279(5.0)	1,762(31.6)	3,139(56.2)	772(13.8)	2,367(42.4)	5,581(100.0)	17.7
先進国とも計	57,237	8,271	28,572	20,394	18,005	5,258	12,747	75,242	54.3

(注) 化学品はSITC(国連の標準国際貿易分類)の5、機械・輸送機器は同7、金属粗加工品は同67、68、雑貨品等は同6の残りおよび8をとって

資料: OECD Commodity Trade: Import 1966 から作成。

た繊維製品(同14%)については、先進国向け輸出の大半を占める米国向け輸出が、長期綿製品協定

(第1表)

主要先進国における工業製品の輸入関税率

(単位・%)

	全工業製品	化学製品	金属粗加工品等	機械・輸送機器	雑貨
日本	18	11	17	17	27
米国	20	17	21	12	24
英国	20	16	19	19	23
イタリア	15	12	15	16	17
カナダ	15	8	16	12	21
フランス	14	11	14	14	18
ベネルルクス	11	5	12	9	15
西ドイツ	10	7	10	8	12
平均	15	11	16	13	20

(注) 従価税、一般税率。

資料: UNCTAD事務局資料。

(注7) 特惠供与の対象については、上述のごとく低開発国は工業製品、半製品のほか、農産加工品も含めることを強く主張している。しかしながら、主要先進国が国内に農業問題をかかえている現状において、直ちに一次産品全体に対して特惠が供与される公算は少ないものと思われるので、本稿で検討する特惠の効果ないし影響については、特惠対象品目をとりあえず低開発国の工業製品、半製品に限定することとする。

によって、米国で国別に輸入枠が設定されており、かつ最近では、毎年、輸入枠いっぱいまで使用されているので、繊維製品の場合にも、特惠供与によって輸出の増加する余地は少ないものと思われる。

このようにみえてくると、特惠によって明らかに低開発諸国の輸出増加が期待できる品目は、第2表に示されているごとく化学品、機械・輸送機器および雑貨品等、金額にして約24億ドル、総製品輸出中約44%程度に限定されてくるものと思われる。

また、これを輸出国別にみると、同じく第2表に示されているように、特惠の影響を受ける品目の輸出中、香港だけで約3割を占めており、香港を含む上位11か国で全体の71%を占めているので、特惠の効果はこれら一部の先発低開発国に限定されてくる公算が強い。

以上が特惠の短期的な効果であるが、特惠供与に伴う低開発国の輸出増加を金額的に推定することは容易ではない。これは、先進国における輸入需要の価格弾力性や関税の引下げ率などをいかにみるかによって、推計結果に大きな差が出てくるためである。しかしながら、1966年における低開発国の先進国向け製品輸出額が約56億ドル(第2表参照)であり、このうち特惠供与によって輸出増加が期待できる製品の額は、上述のとおり約24億ド

ル程度とみられることから、特惠の効果をもっと大きく見積もった場合でも、低開発国の輸出増加額は10億ドル前後(注8)であり、低開発国輸出総額(1966年384億ドル)の3%程度にとどまるものと考えられる。

(2) 特惠の長期的効果——とくに東南アジア諸国に及ぼす影響

特惠の効果は、もとより上述の短期的効果にとどまるものではない。特惠制度の導入の結果、低開発国の特定産業が輸出産業として有望であると見られると、先進国から資本、技術、経営能力などが誘引されるであろうし、生産規模の拡大につれてコストが引き下げられるといったいわば特惠の間接的、動態的效果をも期待することができる。

このような特惠の長期的効果は、東南アジア諸国でとくに大きな力を発揮するものと思われる。すなわち、最近の東南アジア諸国は香港、台湾、韓国、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピンなど、いわゆるベトナム周辺諸国を中心に、特需収入を跳躍台に工業化の進展がめざましく、豊富な外貨準備(1967年末の上記7か国の外貨保有高は約40億ドル、平均6ヵ月分の輸入額に相当)を背景に、いずれも経済自立化の基礎を固めつつあり、香港、台湾、韓国などでは多くの分野で軽工業が輸出産業へと発展、軽工業品輸出の伸長が目だっているなど、特惠の効果をじゅうぶん

(注8) 特惠供与に伴う低開発国の輸出増加額を、既存の資料で大きめに見積もってみると次のとおりである。すなわち、特惠によって影響を受ける品目の関税率を平均15%とし(実際には10%程度)、100%の特惠が実施されたと仮定した場合、低開発国の製品輸出に対する輸出増加率は30%ないし45%と見積もられる(先進国の輸入需要の価格弾力性を比較的大きくみて2~3と仮定)。これを上記製品輸出額24億ドルに適用してみると約7億ドルないし約11億ドルの増加となる。

なお、計算式は次のとおりである。

先進国における低開発国製品の輸入額……………M	関税引下げ率……………a
同、増加額……………ΔM	輸入需要の価格弾力性……………θ
現行関税率(平均)……………t	

$$\Delta M = \frac{a t}{100 + t} \theta M$$

なお、これまでになされている他の推計をみると、いずれも上と類似の手法を使って、100%特惠の場合、低開発国の製品輸出に対する増加率を、米国政府は15%、カナダのエコノミスト Grant L. Reuber は25%、英国のエコノミスト U. Beckerman は48~54%とみており、上記算式における係数をどうみるかによってかなりの差がみられる。

取り入れうる段階に到達しているものとみられる。

次にかかる特恵の効果为国別にみていこう。

まず、低開発國中製品輸出の首位を占める香港は、自由港という利点、すなわち、無関税であるほか所得税・法人税もきわめて低率(一律15%)であるなど、主として税法上の利点を生かして繊維および同製品、雑貨を中心とする工業の発展にはめざましいものがあり、これら軽工業品はすでにじゅうぶんな国際競争力を備えている。1967年の総輸出に占める工業製品のウェイトも1960年の90%から1967年には95%の高率に達し、1967年における工業製品の伸び率も、総輸出の伸び率16%を大きく上回る20%を示している。しかもその輸出のほとんどが先進国向け(米国、英国、日本、西ドイツ向けでその5割以上を占めている)であることからして、同国の場合は、短期的にも特恵供与によって相当の効果を受けるであろう。もっとも、すでに競争力のある製品は特恵対象からはずされることとなっているので、香港の享受しうる効果はこの面からかなり制約されるとする見方がある。しかしながら、同国の輸出製品は多岐にわたっており、かつその多くが競争力を有しているので、ある程度の例外品目が設定されるにせよ(例外品目は全低開発国に対して平等に決定されるから、香港製品に競争力があるという理由だけでは除外しがたい)、特恵制度の導入によって同国は相当の利益を受けるものと予想される。

また、台湾、韓国でも近年工業化が急速に進められており、特需収入のほか民間外資の流入好調、わが国からの円借受入れなどを背景として多くの分野で軽工業が輸出産業へと発展、最近では繊維、雑貨等を中心に工業製品の輸出が目だって好伸している(輸出総額に占める工業製品の比率は67年1～6月中台湾53%、韓国63%)。しかもこれら諸国の工業製品輸出の多くは、香港と同様

先進国向けが大半を占めていることから、特恵供与によって受ける利益も大きいものと思われる。もっとも、これら諸国の場合は、製品の品質、価格等の面で香港に一步を譲っているほか、輸出産業が発展をみたのはここ数年のことであって、いまだ生産余力に制約があることから、特恵の効果が見られるのは、香港に比べやや長い期間を要するものと思われる。

次に、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピンなどの諸国は、上記3国に比べ工業化の発展段階がおくれており、現在の先進国向け輸出はその大半がゴム、すず(マレーシア、シンガポール)、木材、コブラ、砂糖(フィリピン)、農産品(タイ)等いずれも特恵対象とならない一次産品であるため、特恵の効果を短期的に期待することはむずかしい。しかしながら、これら諸国は最近一次産品市況の悪化に対処して工業化を強力に進めており、多くの分野で輸入代替産業が国内需要の大半をまかないうる段階に発達している。このため、これら諸国が軽工業品輸出市場に参加する日もそう遠くないものと予想され、特恵供与は、かかる傾向を促進する要因として働くものと思われる。

なお、この間、上記ベトナム周辺諸国以外のアジア諸国についてみると、インドは他の諸国にさきがけて工業化に着手し、繊維等の軽工業はもとより鉄鋼・機械・車両・自動車産業等も発達しているが、近年における国営企業優先の開発計画の失敗と食糧危機を主因に、品不足による国内価格の高騰に悩み、ルピー切下げによる輸出振興努力にもかかわらず、輸出産業は一部の繊維製品を除いて国際競争力が著しく低下している。このため、現状では特恵供与によってはたして製品輸出が増加するかどうか疑わしい情勢にある。

また、パキスタンでも、最近では工業化の促進に努力を傾注しており、とくに工業製品輸出促進に

は、輸出ボーナス制度を弾力的に運用してかなりの効果をあげているが、同国の軽工業品輸出の大半が近隣低開発諸国向けのジュート、麻袋などであるほか、先進国向け輸出は、米英等の大手輸入国において輸入割当制度が適用されている綿製品が過半を占めているので、特惠供与の効果は短期的にはそれほど多くを期待できないものとみられる。

5. わが国に対する影響

以上のように、特惠は長い目でみて低開発国、ことにアジアを中心とする諸国にはかなりの効果を及ぼすものとみられるが、一方、先進国側についてみると、その負担は国によって一様ではない。ことに、先進国のなかでいわゆる後発先進国に属するわが国に課せられる負担は大きく、わが国としては重大な関心を寄せざるをえない立場にある。そこで、以下わが国に対する影響について検討してみることにしよう。

(1) 短期的影響

イ、輸入面への影響

1966年におけるわが国の総輸入額95億ドルのうち、低開発国からの輸入は約39億ドルと総額の約41%を占めているが、このうち特惠の対象となるいわゆる軽工業製品(ここではSITC、すなわち国連の標準国際貿易分類の5~9類を抽出)の輸入額は約3億ドルとなっている。さらにこれを商品別にみると、これら軽工業製品の大半を占める

銅、アルミニウム、すず等非鉄金属鉱製品および石油製品は、わが国における関税率が実質的に無税に近いので、特惠供与によってわが国の輸入が増加する余地はほとんどないものとみられる。このため特惠供与によってわが国の輸入が増加する製品は、繊維品(綿糸、生糸)、雑貨等数千万ドル程度にとどまるものとみられる(注9)。

ロ、輸出面への影響

輸出面への影響についてみると、わが国の軽工業品輸出の工業製品輸出全体に占める割合は、37%と高率であること(米国18%、英国25%、西ドイツ19%)のほか、これらの輸出が最近香港、台湾、韓国などの進出のめざましい米国市場に大きく依存している(軽工業品輸出の33%)ことなどからみて、特惠供与の影響は輸入面に比べはるかに大きいことが予想される。

しかしながら、これを商品別にみると、米国市場で低開発国製品と競合関係にあるわが国製品(センシティブ品目)の輸出は、第3表のごとく総額で約7億ドル(1966年中)、このうち、綿製品協定によって輸出が規制されている綿織物、衣類の一部やその他若干の例外品目を考慮すると、実際に特惠供与の影響をこうむる品目はかなりしばらくされてくるものと予想され、金額的にはせいぜい4~5億ドル程度にとどまる公算が強い。(注10)

(2) 長期的影響

以上検討したように、短期的、静態の影響に限ってみると、金額的にはそれほど大きいものとは

(注9) 一橋大学小島清教授の算定によれば、競合製品の輸入額は50百万ドル程度であり、これが100%特惠によって20%(10百万ドル)、50%特惠によって10%(5百万ドル)程度増加するものと予想している(エコノミスト誌42年8月29日号)。

(注10) 主要な推計(いずれも100%特惠実施を前提)を紹介すれば次のとおりである。

- (1) 小島清教授によると、対米輸出(特惠の影響をうける19品目)に限定してこれを見ると、輸入需要の価格弾力性(0.9から2.5)、現行関税率(5.0%~48.9%)を適用すると、わが国の対米輸出は、これら19品目輸出額の4.1%減少すると推計している(本稿における、特惠供与によって対米輸出の減少が見込まれる品目——1966年中4~5億ドル——に適用すると16~20百万ドルの減少)。
- (2) 通産省の推計によれば、輸入需要の価格弾力性を1、現行関税率を平均15%ないし20%とみて、対先進国輸出額は15%ないし20%の減少と前者と比較してやや大きめに見積もっている。(上掲の品目に適用してみると20%の減少とみた場合は、80~100百万ドルの減少となる)。

いえないが、すでに述べたように長期的、動態的効果を勘案した場合はその影響はかなり異なったものとなる。すなわち、低開発諸国は、特惠の効果の項で述べたごとく、特惠供与を足がかりとして、外国資本の導入を背景に一段と工業化を推進することが見込まれるので、わが国と競合する製品の範囲も、短期的影響の場合に想定した品目に比べかなり広範囲になるものと予想される。

しかしながら、ここで強調されなければならないことは、かかる特惠供与によって低開発国の工業化が一段と促進され、この結果、低開発国の資本財輸入需要の増大、先進国の同製品輸出増加といった、先進国にはねかえってくるプラス面の効果も大きくなるということである。とくに、特惠の恩恵を最も大きくうけるアジア諸国と貿易面に

(第3表)

米国市場におけるわが国輸出と低開発国輸出の競合状況

(単位・百万ドル)

	商品名	現行関税率	米国の輸入										
			日本	低 開 発 国									
				シエ シア	シエ シア	第 1 位	第 2 位	第 3 位					
わが国 の下 傾向	綿織物	7.75 ~ 42.2% (ゴム以外)	157	41	26.1	66	42.2	香 港	17.2	イ ン ド	6.4	パキスタン	4.4
	はきもの	6.25 ~ 12.5%	190	49	25.8	16	8.5	韓 国	3.0	台 湾	2.0	香 港	1.8
	合板	17 ~ 40 %	200	56	27.9	91	45.6	フィリピン	16.5	台 湾	12.6	韓 国	10.9
	セメント	0 ~ 10.5%	18	0.3	1.5	7	41.2	バハマ	34.7	コロンビア	5.9	メキシコ	0.3
	ミシン	0 ~ 10 %	80	41	51.2	0.2	0.2	イ ン ド	0.1	ブラジル	0.1	韓 国	—
	ラジオ	12.5 %	180	130	72.2	29	16.3	香 港	12.9	台 湾	2.7	韓 国	0.5
同上 昇傾向	敷物	7 ~ 45 %	52	26	50.6	16	30.6	イ ラ ン	17.0	イ ン ド	8.5	パキスタン	1.4
	革製品	6 ~ 25 %	11	2	23.1	2	17.3	メキシコ	5.5	アルゼンチン	3.5	香 港	2.6
	玩具	18 ~ 44 %	105	54	60.0	27	25.4	香 港	22.6	台 湾	0.6	メキシコ	0.2
そ の 他	毛糸	30セント/ポンド+15% ~40セント/ポンド+15%	26	10	39.3	1	5.3	ウルグアイ	4.0	ブラジル	0.6	韓 国	0.5
	毛織物	5%~37.5セント/ポンド +60%	92	58	62.8	4	4.3	韓 国	2.2	ウルグアイ	1.4	台 湾	1.3
	ジュート織物	0.5セント/ポンド~ 30セント/ポンド+45%	203	3	1.6	189	93.4	イ ン ド	79.0	パキスタン	11.1	ネパール	0.3
	衣類	6.5 ~ 60 %	602	165	27.4	209	34.7	香 港	20.3	台 湾	2.4	韓 国	2.2
	運動用品	8 ~ 35 %	50	19	38.4	2	4.7	ジャマイカ	1.2	香 港	1.1	パキスタン	0.8
	ガラス	0.7セント/平方ヤード ~30%	70	14	19.7	2	2.7	台 湾	1.7	メキシコ	0.4	韓 国	0.3
	ガラス製品	0.4セント/ポンド~50%	44	5	11.8	5	11.5	香 港	7.6	メキシコ	3.1	台 湾	0.3
	石けん	8.5 ~ 14 %	2	0.1	8.1	—	1.2	イ ン ド	0.5	メキシコ	0.5	ベネズエラ	0.5
自転車	11.25 ~ 30 %	28	8	30.4	0.2	0.9	韓 国	0.5	香 港	0.4	台 湾	0.1	
合 計		2,210	681	32.3	666	31.7							

資料：U.S. Imports of Merchandise for Consumption, Dec. 1966.

において密接な関係にあるわが国の資本財輸出が増加する余地は、一段と拡大するものと考えられる。

ここでわが国の対東南アジア輸出についてみると、これら諸国に対する輸出は、近年の対米輸出の伸び悩みと対照的に順調な伸びを示しており、とくにベトナム周辺諸国向け輸出が、資本財輸出の著増を主因に好伸を続けているのが目だっている。すなわち、1966年中のわが国の対東南アジア輸出は26億ドルで、前年比19%の伸びを示しているが、このうち、ベトナム周辺諸国向け輸出は19億ドルで、前年比38%の好伸を示した。さらに商品別には機械類、金属・同製品等が10億ドルに達し、前年比45%の著増をみている。また、1967年については、対東南アジア輸出は29億ドルに達

し、前年比12%の好伸を示しており、このうちベトナム周辺諸国向け輸出は22億ドルと前年比16%の増加、商品別には機械類、金属・同製品の輸出は13億ドルと前年比20%の好伸を持続している。

もっとも、かかる傾向が今後とも持続するかどうかは、ベトナム特需の動向のほか、わが国サイドの国内的要因によって左右されるところが大きい。しかしながらすでに述べたごとく、特恵の効果はアジアとくにベトナム周辺諸国に集中的に現われてくる公算が強く、特恵供与に伴いこれら諸国の工業化の進展、資本財の輸入増加が予想される。わが国としては、かかる東南アジアの経済発展に即応していくことが肝要であり、これによって特恵の間接的な効果を楽しむことが期待される。

こうみえてくると、特恵制度の実施に伴うわが国への影響を考えた場合、短期的影響のみならず、長期的視点に立った影響をじゅうぶん考慮しなければならないものと思われる。

6. 今後の展望——むすびに代えて

今後の展望としては、今回の UNCTAD において先進国、低開発国双方の意見調整の努力によって基本構想の決定をみることが見込まれるが、かりに、今回の UNCTAD 後に結論が持ち越されることがあるにしても、過去数年にわたる特恵論議の経緯にかんがみ、先進国の低開発国に対する特恵供与が、なんらかのかたちにおいて実現をみる公算はきわめて大きい。その実施時期は、おそらく1970年ごろになるものと予想される。

ここで、特恵供与に伴うわが国への影響をふりかえってみると、マクロ的観点に立てば、短期的には対米輸出でいくらかの減少が予想されるが、

長期的視点にたてば、特恵供与による低開発国の輸出所得の増大、工業化の進展などを通じて、わが国のこれら諸国に対する資本財輸出が促進されることが期待される。

しかしながら、一方ミクロ的にみれば、たしかに特恵供与がわが国の産業、とくに労働集約的な中小企業部門にかなりの影響を与えることは避けられないところと思われる。すなわち、わが国の中小企業では、すでに最近、賃金上昇(就業人数30人未満企業の名目賃金上昇率は、1963~67年中年率12%)、求人難、採算悪化などの傾向が現われており、とくに軽工業品輸出については、製品価格の面で東南アジア諸国に比べ相対的に不利な立場に追い込まれている部門も少なくない。この結果、綿織物、はきもの、合板、ミシン、ラジオ等米国市場などですでにわが国の輸出シェアが東南アジア諸国に食われている製品も見受けられるおりから、特恵供与によってかかる傾向が一段と促進されることは避けられないものと思われる。

このように、特恵供与は低開発国の経済、貿易に影響を与えるのみならず、わが国の産業構造および貿易構造の高度化を促進する要因としても重大な意義をもつことになろう。幸いなことに、特恵の実施までにはまだ若干の時間的な余裕が残されている。特恵の影響を受ける産業はいまからはっきりとした目標を立て、業種転換、製品の高級化、東南アジア市場への資本進出など、前向きな姿勢でこの問題と取り組むことが必要であろう。いずれにしても、特恵問題はわが国が二重構造の中進国経済から脱却して、真に先進国型の経済へ移行する一つの契機となることが期待される。